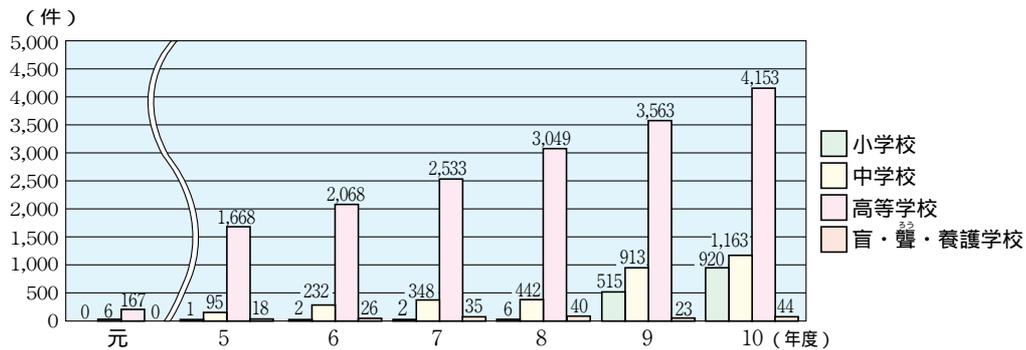




## 【特別非常勤講師の活用状況】



### 特別免許状制度

この制度は、社会人に特別に教員免許状を授与する制度で、平成元年度から実施されています。

この免許状は、学校長等の推薦に基づいて都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格した者に授与されるもので、担当する教科についての専門的な知識・技能，社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見が必要とされています。

なお、この免許状は、授与を受けた都道府県においてのみ効力を有し、その有効期間は5年以上10年以内において都道府県が定める期間であるとされています。

### 【担任できる教科等】

小学校：全教科

中学校：全教科

高等学校：・全教科  
・教科の領域の一部

【柔道，剣道，情報技術，建築，インテリア  
デザイン，情報処理，計算実務】

盲・聾・養護学校

・盲学校高等部：理療，音楽

・聾学校高等部：理容，特殊技芸

・盲・聾・養護学校：養護訓練